

令和 5 年 度

大 分 市 決 算 に 係 る
健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

大 分 市 監 査 委 員



監 査 第 4 6 7 号
令和 6 年 8 月 2 1 日

大分市長 足 立 信 也 殿

大分市監査委員 永 松 薫

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 今 山 裕 之

大分市監査委員 帆 秋 誠 悟

**令和 5 年度大分市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度大分市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和5年度大分市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間及び実施場所

令和6年7月19日から同年8月8日まで
事務事業執行庁舎等

第3 審査の方法

審査に当たっては、監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の着眼点

- ・法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。
- ・法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。
- ・財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- ・客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第5 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保していると認めた。今後も引き続き財政及び経営の健全性確保に努められたい。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況は、次のとおりである。

1. 健全化判断比率

（単位：％、ポイント）

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	対前年度増減	早期健全化基準
(1) 実質赤字比率	—	—	—	11.25
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25
(3) 実質公債費比率	5.9	5.8	0.1	25
(4) 将来負担比率	41.1	32.0	9.1	350

- 備考 1. 表中「—」は、当該比率がない（赤字額がない）ことを示す。
2. 各指標の説明は、別紙のとおりである。

(1) 実質赤字比率について

前年度に引き続き実質赤字額がないため実質赤字比率はなかった。

(2) 連結実質赤字比率について

前年度に引き続き連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率はなかった。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は 5.9%で、早期健全化基準（25%）を下回っていた。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は 41.1%で、早期健全化基準（350%）を下回っていた。

2. 資金不足比率

（単位：％、ポイント）

資金不足比率	令和５年度	令和４年度	対前年度増減	経営健全化基準
(1) 水道事業会計	—	—	—	20
(2) 公共下水道事業会計	—	—	—	20
(3) 公設地方卸売市場 事業特別会計	—	—	—	20
(4) 農業集落排水事業 特別会計	—	—	—	20

備考 １．表中「—」は、当該比率がない（資金の不足額がない）ことを示す。

２．各指標の説明は、別紙のとおりである。

すべての公営企業会計において、前年度に引き続き資金の不足額がないため資金不足比率はなかった。

(別紙)

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲

区 分			会 計 名 等		健 全 化 判 断 比 率 等 の 対 象			
一 般 会 計 等			一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計		土地取得特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 横尾土地地区画整理清算事業特別会計					
公 営 事 業 会 計			国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	法適用	水道事業会計 公共下水道事業会計					
		法非適用	公設地方卸売市場事業特別会計 農業集落排水事業特別会計					
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合			大分県市町村会館管理組合 大分県後期高齢者医療広域連合					
地 方 公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー 等			大分県信用保証協会					

注) 1 財産区特別会計は健全化判断比率等の算定対象に含まれない。

2 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。

3 法適用とは、地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは、法適用以外の公営企業をいう。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

①趣 旨 … 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{②算 式} \quad \cdots \quad \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} (\triangle 5,216,868)}{\text{標準財政規模} (105,504,557)} \times 100 \\ &= \boxed{\triangle 4.94\%} \quad (\text{算定値}) \end{aligned}$$

⇒ 実質赤字比率（赤字額）はない。

[実質赤字額]

ア. 実質収支

(単位：千円)

会 計 名		金 額
一般会計		5,216,868
一般会計等に属する 特別会計	土地取得特別会計	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0
	横尾土地区画整理清算事業特別会計	0
合 計		5,216,868

※ 実質収支が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数（△）で表示する。

イ. 実質赤字額

実質赤字額	△ 5,216,868
-------	-------------

(2) 連結実質赤字比率

①趣 旨 … 全会計（財産区特別会計を除く。）を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率

②算 式 … 連結実質赤字比率 $= \frac{\text{連結実質赤字額} (\triangle 20,327,411)}{\text{標準財政規模} (105,504,557)} \times 100$

$= \triangle 19.26\%$ （算定値）

⇒ 連結実質赤字比率（赤字額）はない。

[連結実質赤字額]

ア. 実質収支又は資金の不足・剰余額

（単位：千円）

会 計 名		金 額
一般会計等		5,216,868
公営事業会計	国民健康保険特別会計	2,283,401
	介護保険特別会計	28,113
	後期高齢者医療特別会計	31,164
	水道事業会計	11,778,178
公営企業会計	公共下水道事業会計	670,379
	公設地方卸売市場事業特別会計	319,308
	農業集落排水事業特別会計	0
合 計		20,327,411

※ 実質収支が黒字又は資金剰余の場合は正数、実質収支が赤字又は資金不足の場合は負数（△）で表示する。

イ. 連結実質赤字額

連結実質赤字額	△ 20,327,411
---------	--------------

(3) 実質公債費比率

①趣 旨 … 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額
(※) に対する比率

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額
(将来負担比率において同じ)

②算 式 … 実質公債費比率 =

$$\frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

$$= \frac{(18,514,978 + 3,562,247) - (4,429,740 + 12,352,977)}{105,504,557 - 12,352,977} \times 100$$

$$= \frac{5,294,508}{93,151,580} \times 100 = 5.68376 \dots \text{令和 5 年度 (単年度) 実質公債費比率}$$

(注) 実質公債費比率は、3 力年平均値として算出される。

$$\frac{\text{令和 5 年度 (5.68376)} + \text{令和 4 年度 (6.83073)} + \text{令和 3 年度 (5.23531)}}{3}$$

$$= 5.9\% \Rightarrow \text{早期健全化基準 (25\%) を下回っている。}$$

[実質公債費比率算定内訳]

(単位：千円)

項 目	金 額
地方債の元利償還金 (A)	18,514,978
準元利償還金 (B)	3,562,247
特定財源 (C)	4,429,740
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)	12,352,977
標準財政規模 (E)	105,504,557
分子 (A + B) - (C + D)	5,294,508
分母 E - D	93,151,580

(4) 将来負担比率

①趣 旨 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率

②算 式 … 将来負担比率 =

$$\frac{\text{将来負担額 A} - (\text{充当可能基金額 B} + \text{特定財源見込額 C} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F}} \times 100$$

$$= \frac{231,736,067 - (19,848,011 + 37,847,729 + 135,700,208)}{105,504,557 - 12,352,977} \times 100$$

$$= \frac{38,340,119}{93,151,580} \times 100 = \boxed{41.1\%} \Rightarrow \boxed{\text{早期健全化基準(350\%)を下回っている。}}$$

[将来負担比率算定内訳]

(単位：千円)

項 目		金 額	
将来負担額 (A)	地方債現在高	165, 874, 490	231, 736, 067
	債務負担行為に基づく支出予定額	3, 135, 027	
	公営企業債等繰入見込額	38, 878, 222	
	組合負担等見込額	0	
	退職手当負担見込額	23, 848, 328	
	設立法人の負債額等負担見込額	0	
	連結実質赤字額	0	
	組合連結実質赤字額負担見込額	0	
充当可能財源 等	充当可能基金額 (B)	19, 848, 011	193, 395, 948
	特定財源見込額 (C)	37, 847, 729	
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (D)	135, 700, 208	
標準財政規模 (E)		105, 504, 557	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (F)		12, 352, 977	
分子 A－(B＋C＋D)		38, 340, 119	
分母 E－F		93, 151, 580	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

①趣 旨 … 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

②算 式 … 資金不足比率 =
$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

※ 資金の不足額 … 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

・ 地方公営企業法適用企業の場合

資金の不足額 = (流動負債 A - 控除企業債等 B) + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C - (流動資産 D - 控除財源等 E)

・ 地方公営企業法非適用企業の場合

資金の不足額 = 歳出額 A + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B - (歳入額 C - 翌年度に繰り越すべき財源 D)

※ 事業の規模 … 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

・ 地方公営企業法適用企業の場合

事業の規模 = 営業収益の額 F - 受託工事収益の額 G

・ 地方公営企業法非適用企業の場合

事業の規模 = 営業収益に相当する収入額 E - 受託工事収益に相当する収入額 F

【水道事業会計】 …地方公営企業法適用企業

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} (\triangle 11,778,178)}{\text{事業の規模} (8,559,512)} \times 100$$

$$= \boxed{\triangle 137.6\%} \quad (\text{算定値})$$

⇒ **資金不足比率（資金の不足額）はない。**

ア. 資金の不足額

(単位：千円)

流動負債 A	控除企業債等 B	算入地方債の 現在高 C	流動資産 D	控除財源等 E	資金の不足額 (A-B)+C-(D-E)
4,264,886	1,818,791	0	14,224,273	0	$\triangle 11,778,178$

イ. 事業の規模

(単位：千円)

営業収益の額 F	受託工事収益の額 G	事業の規模 F-G
8,559,512	0	8,559,512

【公共下水道事業会計】 …地方公営企業法適用企業

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} (\triangle 670,379)}{\text{事業の規模} (7,302,823)} \times 100$$

$$= \boxed{\triangle 9.1\%} \quad (\text{算定値})$$

⇒ **資金不足比率（資金の不足額）はない。**

ア. 資金の不足額

(単位：千円)

流動負債 A	控除企業債等 B	算入地方債の 現在高 C	流動資産 D	控除財源等 E	資金の不足額 (A-B)+C-(D-E)
12,209,571	5,589,919	0	7,290,031	0	$\triangle 670,379$

イ. 事業の規模

(単位：千円)

営業収益の額 F	受託工事収益の額 G	事業の規模 F-G
7,302,823	0	7,302,823

【公設地方卸売市場事業特別会計】 …地方公営企業法非適用企業

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} (\triangle 319,308)}{\text{事業の規模} (252,568)} \times 100$$

$$= \boxed{\triangle 126.4\%} \quad (\text{算定値})$$

⇒ **資金不足比率（資金の不足額）はない。**

ア. 資金の不足額

(単位：千円)

歳出額 A	算入地方債の 現在高 B	歳入額 C	翌年度に繰り越 すべき財源 D	資金の不足額 A + B - (C - D)
283,858	0	603,166	0	$\triangle 319,308$

イ. 事業の規模

(単位：千円)

営業収益に相当する 収入の額 E	受託工事収益に相当する 収入の額 F	事業の規模 E - F
252,568	0	252,568

【農業集落排水事業特別会計】 …地方公営企業法非適用企業

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} (0)}{\text{事業の規模} (20,086)} \times 100$$

$$= \boxed{0\%} \quad (\text{算定値})$$

⇒ **資金不足比率（資金の不足額）はない。**

ア. 資金の不足額

(単位：千円)

歳出額 A	算入地方債の 現在高 B	歳入額 C	翌年度に繰り越 すべき財源 D	資金の不足額 A + B - (C - D)
163,419	0	163,419	0	0

イ. 事業の規模

(単位：千円)

営業収益に相当する 収入の額 E	受託工事収益に相当する 収入の額 F	事業の規模 E - F
20,086	0	20,086